

所得税（及び復興特別所得税）・消費税（及び地方消費税）・贈与税の申告相談について

● e-Tax 利用の簡便化

マイナンバーカード及びICカードリーダーをお持ちでない方も、税務署が発行する e-Tax 用の「ID・パスワード」を取得すれば、e-Tax で申告書の作成・提出ができます。詳細については、e-Tax ホームページ「e-Tax 利用の簡便化の概要について」をご覧ください。

「ID・パスワード」の発行は随時、全国の税務署で受け付けておりますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、税務署の窓口までお越しください。（閉庁日を除く。）

● 確定申告書の作成・提出

確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」で作成できます。

マイナンバーカードとICカードリーダーをお持ちの方や事前に税務署で「ID・パスワード」を発行された方は、ご自宅のパソコンやスマートフォンから e-Tax を利用して申告書の提出ができます。

e-Tax 以外の方法で申告書を提出される場合は、税務署の窓口へ直接お持ちいただくか、郵送で提出してください。

なお、作成済みの申告書は、2月15日(金)以前でも提出できます。

● 医療費控除について

医療費控除を受ける場合、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

● 年金所得者の申告手続の簡素化

公的年金等に係る雑所得を有する方で、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告が不要となります。

(注1) 医療費控除などで所得税の還付を受けるには、確定申告書の提出が必要です。

(注2) 各種所得控除を受けるために、住民税の申告が必要となる場合があります。

● 問合せ

・事前準備、送信方法、エラー解消など「確定申告書」等作成コーナーの使い方に関する問合せ (e-Tax・作成コーナーヘルプデスク)

☎ 0570-01-5901 (全国一律市内料金)

・マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダーの設定などに関する問合せ (マイナンバー総合フリーダイヤル)

☎ 0120-95-0178 (通話料金無料)

・上記以外 (富田林税務署)

☎ 0721-24-3281

◆ 申告書作成会場は「すばるホール」

[開設期間] 2月18日(月)～3月15日(金) ※土日を除く、ただし2月24日(日)、3月3日(日)は開設
 [受付時間] 9:00～16:00 ご注意ください!

* 申告期間中は、非常に混雑が予想されます。状況により、早めに相談受付を終了する場合がございます。* 会場では納付手続、納税証明書の発行及び相続税の相談は行っておりません。* 会場ではご不明な点について質問や確認をしていただき、会場内のパソコンを使ってご自身で申告書等を作成していただきます。

※お越しの際には、関係書類や前年分の申告書の控え等をご持参ください。

● 平成30年分の申告期限、納期限等について

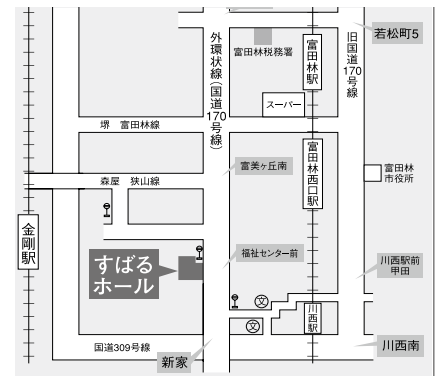
税目など	申告及び納期限	口座振替日
申告所得税及び復興特別所得税	3月15日(金)	確定分 4月22日(月)
		延納分 5月31日(金)
個人事業者の消費税及び地方消費税	4月1日(月)	4月24日(水)
贈与税	3月15日(金)	

* 国税は、申告した税額等に基づき納税者ご自身で納期限までに納付していただく必要があります。

* 納税には、ご自分の預貯金口座から自動的に納税できる安全・確実・便利な振替納税又はダイレクト納付をご利用ください。なお、納付書は金融機関、申告書作成会場及び税務署に用意しております。

* 平成31年1月4日(金)から、QRコードを利用したコンビニ納付ができるようになります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

* 納付書で納付を行う場合には、納期限までに金融機関または所轄税務署の納税窓口で納付してください。



[所在地] 富田林市桜ヶ丘町2番8号

[交通] 近鉄長野線川西駅から徒歩8分
 南海小金台2丁目バス停から徒歩8分
 近鉄富田林駅からレインボーバス「すばるホール」で下車

(注1) 申告書の提出後に納付書の送付や納税通知書等によるお知らせはありません。

(注2) 納付が納期限に遅れた場合または残高不足等で振替納税ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

◆市・府民税の申告について 平成 31 年度の申告受付を行います。郵送による提出も可能です。

【受付】2月18日(月)～3月15日(金) ※(土)(日)を除く 9:30～12:00、13:00～16:30

【会場】市役所本庁1階ロビー 【郵送先】羽曳野市役所 税務課市民税担当宛

①申告に必要な書類等を必ずご持参ください。(例) 給与・年金の源泉徴収票、生命保険の控除証明書等

②医療費の申告をされる方は合計額計算及び明細書のご準備をお願いします。

※市・府民税に関連した各種証明書発行や、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園及び幼稚園の保育料の算定などに申告が必要です。

※申告書が届いた方で平成 30 年度中に無職、無収入の方も申告にご協力ください。

※ご自分で作成された確定申告書は、市・府民税の申告期間中、市役所本庁1階ロビーの受付会場でお預かりし、富田林税務署へお届けします。

《申告が必要な方》

本市在住（平成 31 年 1 月 1 日現在）で、税務署の確定申告書を提出する義務のない方や勤務先から給与支払報告書が提出されていない方は市・府民税申告の必要があります。

(例 1) 2 箇所以上から給与の支払いを受けていた方。

(例 2) 公的年金受給者で年金以外に収入がある方や各種控除を受けようとする方。

○ふるさと納税のワンストップ特例制度を適用されている方へ

ワンストップ特例制度を適用されている場合であっても、医療費等があり申告を行う場合は、ふるさと納税寄付分（ワンストップを含む）も併せて申告する必要があります。

○羽曳野市ウェブサイトより個人住民税の市・府民税申告書が作成できます

申告書の作成及び住民税の試算、ふるさと納税（寄附金控除）の試算を行うことができます。作成した申告書は税務課窓口へ直接お持ちいただくか郵送により提出できます。ぜひご利用ください。

※詳細は「羽曳野市税額シミュレーション」と検索してご覧ください。

○市・府民税申告書について

前年中に申告をされた方に平成 31 年度市・府民税申告書を順次発送いたします。

【問合せ】税務課 市民税担当（内線 1580・1520・1530）

◆上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等の課税方式の選択について

源泉徴収口座内で配当および譲渡所得のあった方は、確定申告書とは別に市・府民税申告書を提出することにより、所得税と異なる課税方式（申告不要制度・総合課税・分離課税）を選択できます。

(例) 所得税は総合課税、市・府民税は申告不要制度

【問合せ】税務課 市民税担当（内線 1580・1520・1530）

◆償却資産の申告はお済みですか？

平成 31 年度申告書提出期限【平成 31 年 1 月 31 日(木)】

【問合せ】税務課 固定資産税担当（内線 1550・1551）

◆改修された住宅に対する固定資産税の減額について

工事費用（自己負担額）が 50 万円を超える一定の要件を満たす住宅の改修を行った場合、申告により、工事完了日の翌年度分の固定資産税が減額されます。

※工事完了日から 3 カ月以内に、税務課への申告が必要です。

《耐震改修》昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅

《バリアフリー改修》高齢者等（改修工事完了年の翌年 1 月 1 日における年齢が 65 歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障害のある方）が居住する、新築された日から 10 年以上を経過した住宅。

《熱損失防止改修》平成 20 年 1 月 1 日以前に建築された住宅
※詳しい内容や申告の必要書類等については、お問い合わせください。

【問合せ】税務課 固定資産税担当（内線 1540・1550）

◆ミニバイクなどの異動申告

軽自動車税は、4 月 1 日現在登録されている所有者（使用者）に課税されます。バイクや軽自動車などを廃車や譲渡したり、所有者が転出したりするときは、表の区分により手続きしてください。（4 月 2 日以降に廃車や譲渡された場合は平成 31 年（2019 年）度の軽自動車税がかかりますのでご注意ください。）なお、3 月下旬は窓口が大変混雑することが予想されますので、廃車などの手続きは 3 月中旬までにお済ませください。

※盗難にあった場合は、ただちに警察署へ盗難届を出すとともに、市役所税務課にも届け出てください。

※一部の三輪・四輪の軽自動車は、平成 31（2019 年）年度から税率が変わります。詳しくは、市ウェブサイトをご確認ください。

申告区分	受付場所	必要な書類など
原動機付自転車（ミニバイク）	市役所税務課（8 番窓口）	販売証明書または申告済証・ナンバープレート・印鑑（名義変更の場合、新・旧）・届出者の本人確認書類（免許証等）・委任状（所有者と同居でない方が来庁される場合）
軽二輪 小型二輪 など	近畿運輸局 大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 (和泉市上代町官有地) ☎ 050-5540-2060	検査証または届出済証・ナンバープレート・印鑑・住民票・自賠責保険証明書など（詳しくは左記事務所にてご確認ください）
軽自動車	軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所 (和泉市伏屋町 1-13-3 号) ☎ 050-3816-1842	検査証・ナンバープレート・印鑑・住民票など（詳しくは左記事務所にてご確認ください）

【問合せ】税務課 総務担当（内線 1570・1571）